「学校の木造設計等を考える研究会」実施要領・委員名簿

学校の木造設計等を考える研究会　実施要領

平成２１年７月２日
林野庁長官決定
文部科学省大臣官房文教施設企画部長決定

１　趣旨

木材は、再生可能でカーボンニュートラルな資源であるとともに加工等に必要なエネルギーも低い「環境にやさしい」資材であり、その利用を通じて「低炭素社会」の構築に大きく貢献することが可能である。また、感触のやわらかさ、あたたかさ、高い吸湿性など、人にやさしい天然素材でもある。

このような木材の利用を学校施設の整備において推進することは、豊かな教育環境づくりを進める上で大きな効果が期待できる。

このため、地方公共団体や設計者等が、学校施設の木造化に取り組みやすくするための方策について検討を行う。

２　検討事項

・木材の利用の意義と効果について
・木造化に取り組みやすくするための方策について
・その他

３　実施方法

別紙の学識経験者等の協力を得て、２に掲げる事項について検討を行う。なお、必要に応じて、その他の関係者の協力を求めることができる。

４　その他

この研究会に関する庶務は、林野庁林政部木材利用課と文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課において処理する。

－－－